

平成 28 年 9 月 1 日

## 平成 28 年台風第 10 号による被害を受けられた皆さまへ



台風第 10 号による被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリー共済 事故受付センター  
フリーダイヤル 0120-0810-75  
24 時間・365 日受付

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、今回の台風 10 号により災害救助法が適用されたことに伴いまして、適用地域のご契約者の皆さまを対象に「継続（更新）契約の契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は次頁以降をご参照ください。

宅建ファミリー共済本社 お客様専用窓口  
フリーダイヤル 0120-0810-56  
受付：平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）

| 災害救助法 適用都道府県 | 適用市町村  |
|--------------|--|
| 北海道          | 帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町 |
| 岩手県          | 盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町  |

以上